



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュ ニケーション室長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

営業外費用および特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月期第 1 四半期（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）において、下記のとおり営業外費用および特別損失を計上することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 営業外費用について

(1) 手数料

平成 28 年 3 月 25 日付「コミットメントライン契約締結に関するお知らせ」において、株式会社三井住友銀行並びに株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする総額 53 億円のコミットメントライン契約の締結をお知らせいたしましたが、本契約設定に伴う手数料 159,000 千円を営業外費用に計上いたします。

(2) 貸倒引当金繰入額

平成 27 年 11 月 6 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」において、株式会社GW長岡製作所に対する訴訟について、当社の主張及び請求を完全に認容する判決に至ったことをお知らせしました。

当社は、本訴訟を提起する以前に、損害賠償請求権を保全するため、同社所有の不動産について、平成 26 年 8 月 12 日に東京地方裁判所より不動産仮差押命令の発令を得ておりました。しかしながら、この仮差押不動産の時価につきまして、当社の評価額と乖離することが判明したため、その評価損 90,977 千円を貸倒引当金繰入額として営業外費用に計上いたします。

2. 特別損失について

(1) 固定資産（ソフトウェア）除却損

電力システム改革に伴う制度変更によって、当社の電力需給管理システムの構造等に大幅な修正が必要となったことなどから、同システムを事業の用に供さず、ソフトウェアを除却することとなったため、102,992 千円を固定資産除却損として特別損失に計上いたします。

(2) 課徴金

本日付で開示いたしました「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出に関するお知らせ」のとおり、今後、金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金を速やかに納付いたします。当該課徴金納付に伴う損失として、課徴金額 258,480 千円を特別損失に計上いたします。

3. 今後の見通し

本件による、平成 28 年 12 月期連結業績予想の修正はありません。

以 上